

議提第 8 号

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

会議規則第 14 条の規定により、新型コロナウイルス感染症対策に関する決議を次のとおり提出する。

令和 2 年 5 月 19 日 提出

提出者	北本市議会議員	渡 邊 良 太
提出者	北本市議会議員	岡 村 有 正
提出者	北本市議会議員	桜 井 卓
提出者	北本市議会議員	日 高 英 城
提出者	北本市議会議員	高 橋 伸 治
提出者	北本市議会議員	諏 訪 善一良
提出者	北本市議会議員	松 島 修 一
提出者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
提出者	北本市議会議員	黒 澤 健 一

北本市議会議長 滝 瀬 光 一

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

北本市議会では令和2年第1回定例会において感染拡大防止の観点から日程を変更し対応した。しかし、その後も感染拡大は加速し、政府は4月7日に埼玉県を含む7都府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出するに至った。埼玉県が緊急事態措置として、外出自粛に加え施設の使用停止や営業自粛を求めた結果、住民の生活に多大な影響を及ぼした。特に、中小企業や個人事業主においては、事業の休業や縮小を余儀なくされたことで、売上げが減少し、事業継続が危機的状況に陥っている。また、非正規労働者を中心に雇用環境が急速に悪化し、生活資金に困窮する事態が生じている。本市においてもこうした状況が顕在化しており、影響を受けた市民や事業者への救済及び支援の拡充は喫緊の課題となっている。

さらに、5月4日に緊急事態措置の期間が5月31日まで延長されている。学校の休校期間も延長され、市民の間には現状の不安にとどまらず、将来設計が不透明になり、総じて、地域の活力の低迷、住民福祉の後退、教育格差の拡大等につながるものが危惧される。市においては、すでに市議会各会派が提出した要望書に真摯に対応していただくとともに、社会変容に危機感を持ち、下記の事項について迅速に対応するよう求める。

記

1 適切な情報提供について

市は、新型コロナウイルス感染対策の見える化を図り、市民に積極的に情報を提供することで、市民の不安の解消に努めること。

2 医療に関する情報提供について

市は、医師会等と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む医療全般に対する情報を市民に適切に提供すること。

3 生活困窮者及び中小企業・個人事業主への支援

市は、緊急事態措置による休業要請等の影響により、雇用を喪失又は収入減を余儀なくされた生活困窮者及び事業の休業・縮小等で事業の継続が危ぶまれる中小企業・個人事業主に対し、あらゆる機会を通じて、国及び県による各種支援に関する情報を提供するとともに、早急に市独自の経済支援策を講じること。

4 学校再開に向けた対応について

市は、小学校及び中学校の再開に向けて、徹底した感染症対策を講じるとともに、遠隔学習の導入など、感染防止に配慮した教育環境の整備を図ること。また、学校の持つ集団教育活動の長所を失うことなく安全に学校活動が

送れるよう、児童生徒、保護者、学校関係者及び専門家等による検討会議を設置し、対応の一元化を図ること。

5 高齢者及び高齢者介護施設への支援について

市は、新型コロナウイルスに感染した場合に特に重症化する恐れの高い基礎疾患のある高齢者を感染から守るため、見回りの強化や相談体制の整備が重要である。また、高齢者介護施設へのマスク・消毒用アルコール等の衛生・防護用品の提供や、感染拡大防止のための施設設備の改善等について、特段の支援を行うこと。

6 保育所・学童保育室等への支援について

市は、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方のために、保育所、学童保育室等の施設における事業の継続を図ること。また、緊急事態措置が解除された後も、当該施設において感染防止に努めながら安全に子どもの保育が実施できるよう、可能な限りの支援を行うこと。

7 災害発生時の避難所開設について

市は、新型コロナウイルス感染防止対策中に、大地震等の災害が発生した場合に備え、基礎疾患のある高齢者、障がい者、妊婦等の災害弱者に配慮した避難所の開設に向けた具体的な対策を講じ、市民に公表すること。

市は、上記に示した7項目に真摯に対応するよう求める。

また、市議会は議員報酬や政務活動費等議会費の削減を図るとともに、全力を挙げてこれを支援する。

以上、決議する。

令和2年5月19日

北本市議会